

## 別記

### 審議概要

#### 1 公開案件の審議

##### (1) 議案第1号 北海道文化財保護審議会に対する諮問について

ア 説明員 村上生涯学習推進局長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

##### 【村上生涯学習推進局長】

北海道文化財保護条例に基づく新たな文化財の指定に向けた北海道文化財保護審議会への諮問についてお諮りします。候補物件は、有形文化財、無形民俗文化財、それぞれ1件です。

資料4ページ、別記1を御覧ください。はじめに、考古資料の有形文化財として指定を予定している上ノ国町の「勝山館跡宮ノ沢右岸出土品」について、説明します。

この出土品は、上ノ国町に所在する国指定史跡勝山館跡の指定地内から、平成11年（1999年）の発掘調査により発見されたものです。令和2年度（2020年度）の北海道文化財保護審議会での道指定に値するとの意見があり、その後、指定候補物件の選定を経て、本年2月に、上ノ国町教育委員会から道指定を希望する申請書が提出されました。

次に、諮問理由ですが、出土品は16世紀末～17世紀初頭の慶長期のものと考えられており、6ページに写真がありますが、和人と関連する銚の形に木を加工した形代や「む志ろ」と書かれた木簡などとともに、アイヌ文化と関連する、お酒を神などにささげるためのイクパスイ、弓やシロシ付きの漆器盆などが混在していることが特徴です。

本出土品は、天文19年、西暦1550年から和人の居住地となった上ノ国において、中近世を通じての和人とアイヌ民族との交易・交流を考える上で、学術的価値は極めて高いものです。

続いて、資料7ページの別記2を御覧ください。風俗慣習の無形民俗文化財として指定を予定している「佐女川神社寒中みそぎ神事」について説明します。

この「佐女川神社寒中みそぎ神事」は、木古内町に所在する佐女川神社の神事として伝承されてきたもので、行修者と呼ばれる4人の青年が1月13日から神社に籠もり、何度も冷水をかぶって鍛錬を行い、15日には厳寒の海に入って御神体を清める正月行事です。

諮問理由ですが、まず、天保2年、1831年から続く歴史性に加え、「穢」を忌み嫌う漁民の潔斎観が今も厳格に引き継がれるなど、由来、内容等において、生活文化の特色がよく示されたものであることが挙げられます。

資料9ページに鍛錬などの写真がありますが、この様子は観光客も見ることが可能であり、佐女川神社の「寒中みそぎ」は、伝統的な神事という側面のほか、現在では観光要素を加えた地域の祭りとしても展開しています。これは、文化財の保存と活用の在り方を理解する上でも特に重要なものであると考えられます。

以上のことから、「勝山館跡宮ノ沢右岸出土品」及び「佐女川神社寒中みそぎ神事」の指定について、北海道文化財保護審議会に諮問してまいりたいと考えております。

なお、今後は、文化財保護審議会での審議を経て、答申された後、改めて教育委員会に指定についてお諮りする見込みです。

説明は以上です。

**【倉本教育長】**

御質問や御意見はありませんか。

**【青山委員】**

最初に発掘された1,000点以上の木製品や陶磁器は、今どこに保管されているのでしょうか。

**【村上生涯学習推進局長】**

上ノ国町において保管をされています。

**【青山委員】**

形が残っているような良いものを選んで指定候補物件にするということですが、形が分からないもの、どうしても復元できないようなものも、たくさんあったのでしょうか。

**【村上生涯学習推進局長】**

何百年も土に埋もれていたものですので、復元できないものは当然多数あります。その中でも状態の良いものを今回の指定候補として88点選定しています。

**【倉本教育長】**

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

**【倉本教育長】**

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います。よろしいですか。

《委員了承》

**【倉本教育長】**

それでは、この件は決定します。

(2) 議案第2号 北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則の制定について

ア 説明員 齊藤道立学校配置・制度担当局長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

**【齊藤道立学校配置・制度担当局長】**

資料3ページを御覧ください。まず、「1 趣旨」ですが、この教育委員会規則は、令和5年度（2023年度）の北海道立高等学校の生徒定員を減員するため、制定しようとするものです。

次に、「2 内容」ですが、今年度の入学者選抜において、第2次募集後に、第1学年に40人以上の欠員が生じた（1）に記載している全日制の課程の学校10校と、（2）に記載している単位制による全日制の課程の学校8校の合わせて18校について、本年3月の決定に基づき、それぞれ40人の定員減を行うものです。

最後に、「3 施行期日」ですが、公布の日から施行しようとするものです。

説明は以上です。

**【倉本教育長】**

御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

**【倉本教育長】**

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います。よろしいですか。

《委員了承》

**【倉本教育長】**

それでは、この件は決定します。

(3) 議案第3号 学校運営協議会の設置（道立高等学校）について

ア 説明員 山城指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【山城指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】

新たに学校運営協議会を設置する名寄高校について説明します。名寄高校は、今年度、名寄産業高校と再編統合した新設校です。

はじめに、学校運営協議会の概要について、資料3ページを御覧ください。上段の「目的」及び「主な役割」にあるとおり、学校運営協議会は、保護者及び地域住民等が学校運営に参画し、学校との連携を強めることにより、それぞれが信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や子供たちの健全育成を図ることを目的とし、校長が毎年度作成する教育課程の編成等に関する基本方針を承認するなどの役割を担っています。

次に、資料4ページを御覧ください。二つ目の「○」の「学校及び地域の状況等」に記載のとおり、本校はこれまでも総合的な探究の時間において、地域の課題解決を目指す探究学習や、キャリア教育の実施体制を構築するためのインターンシップ等の取組を地域と連携・協力しながら実施しています。

学校運営協議会の設置に伴い、学校運営協議会による助言及び評価等を通して、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みを構築することにより、学校と地域の連携が一層強化され、学校と地域が一体となった教育活動の推進が期待されます。

学校運営協議会の設置に当たっては、地域の支援体制を十分把握しながら、地域の状況、学校の特徴及び期待される効果など、申請内容等を検討した上で設置することとしており、今回申請のあった名寄高校についても、統合により市内唯一の高等学校となったため、これまで以上に地域の声を聞きながら、学校運営を進めていくことが重要であることから、学校運営協議会の設置が適切と判断したものです。

説明は以上です。

**【倉本教育長】**

御質問や御意見はありませんか。

**【青山委員】**

北海道では、道立特別支援学校は全校での導入を進めるということで、大変優秀だなど思うのですが、道立の高校に関しましては、少し導入のスピードがゆっくりなのかなという感じがします。今回1校の導入ですが、今年、もう少し増えてくれればと個人的に思っているのですが、今後についてどのように考えていますか。

**【山城指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】**

昨年から、道立高校におけるコミュニティ・スクールをどんどん導入していきましようということで、一つしか高校がない市町村については、令和9年度（2027年度）までに100パーセント導入していくということで進めています。

昨年調査したところ、今年度又は令和6年度（2024年度）導入ということで、計画的に進めている地域の学校が多くあります。また、都市部においても、例えば、石狩市や千歳市などはコミュニティ・スクールが機能しやすい地域ですので、そういったところの高校に対し、今年度ピンポイントで導入への積極的な支援を進める予定です。

**【青山委員】**

道教委がかなり支援をして、呼び掛けているということですね。ありがとうございます。

**【大鐘委員】**

2つの高校が再編統合されるのを機会に学校運営協議会を設置することで、ここに書いてありますように、地域の課題解決を目指した探究活動やキャリア教育について、一層推進されることが十分期待されると考えています。

資料4ページの記述について、今回、学校運営協議会の組織が設置されるということで、既に「○」の二つ目、「学校及び地域の状況等」の記述の中で、二つ目の「・」で「名寄市内高等学校魅力化推進委員会」が既に設置されており、次の「・」で「高校魅力化協議会」も設

置されていると思うのですが、新しく設置される学校運営協議会という組織と、この二つの組織の体制・運営がどういう関係になるのかということに関心があります。運営協議会の人員や体制、運営というのはかなり難しい部分もありますが、有効に機能させることが大切なのかなと思います。そういった観点から、この三つの協議会、委員会の組織や運営に関して、何かお分かりのことがあれば、教えていただきたいと思います。

**【山城指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】**

「高校魅力化協議会」については、名寄産業高校と名寄高校を統廃合するに当たって、どのような学校が名寄にとって良い学校かということを検討するものですので、先月の3月いっばいで、この高校魅力化協議会は解散しています。

また、「名寄市内高等学校魅力化推進委員会」については、名寄市が主催で作っている委員会で、名寄市として唯一の高校にどのような支援ができるかという視点で、名寄市の方で主催している委員会になります。

もしかしたら、構成員が重複している場合等もあるかと思いますが、若干趣旨が違っている委員会になります。

**【大鐘委員】**

「名寄市内高等学校魅力化推進委員会」は名寄市が主催しており、「学校運営協議会」は学校が主催しているということですね。分かりました。

**【倉本教育長】**

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

**【倉本教育長】**

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います。よろしいですか。

《委員了承》

**【倉本教育長】**

それでは、この件は決定します。

- (4) 報告 新学期以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について  
ア 説明員 山城指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長  
イ 結論 報告を了承  
ウ 審議内容

**【山城指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】**

新学期以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について説明します。

資料3ページを御覧ください。新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクの着用については、本年2月10日に、政府がマスクの着用の考え方を見直し、3月13日から、個人の主体的な判断を尊重することとしました。

その一方で、学校については、3月末までの間、屋内では、原則としてマスクの着用を推奨することとされていましたが、4月1日以降は、一般の取扱いと同様に、児童生徒及び教職員に対し、マスク着用を求めないことが基本とされたところであり、3月17日に、文部科学省から通知がありました。

このため、本内容について、児童生徒、保護者の皆様に速やかに周知し、御理解と御協力をいただけるよう、道教委においてリーフレットを作成し、3月22日に各道立学校及び各市町村教育委員会に送付したところです。

本リーフレットでは、マスクの着脱は、それぞれの主体的な選択を尊重し、個人の判断になることを示しており、一方で、混雑した乗り物に乗る場合や、医療機関等に行く場合には、マスクの着用を推奨することを示しています。また、中段からは、入学式などの学校行事において、児童生徒や教職員に加え、来賓や保護者にもマスクの着用を求めないこと、国歌等を斉唱する場合にも、マスクの着用を求めず、身体的距離を確保した上で行うことを示しており、下段では、基礎疾患があるなどの様々な事情から、マスクの着用を希望したり、マスクを着用できなかったりする人がいることを理解し、差別・偏見を行わないよう、呼び掛けています。

4ページを御覧ください。こちらは、道教委が3月17日に発出した通知文であり、各教育局長、各道立学校長及び各市町村教育委員会教育長あてに通知したものです。こちらの中段にある記の1では、本通知の対象範囲として、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行する5月7日までの基本的な方針であることを示しています。

次のページの記の3では、接触者のリストアップの基準の変更を示しており、これまで要件の一つとされていた、マスクの着用の有無を除外し、距離、会話等を行っていた時間を要件としてリストアップするよう、示しています。

また、記の5では、マスクの着脱による差別・偏見等の防止として、マスクを外せない人の気持ちを考えさせるなどして、児童生徒がお互いに思いやりの気持ちを持てるようにするとともに、マスクの着用の有無による差別・偏見等が生じないように、家庭と連携しながら指導することを求めています。

なお、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行する5月8日以降の教育活動については、後日、国から示される予定となっています。

資料の説明は以上ですが、各学校では、4月1日から5月7日までの期間における感染症対策と、5月8日以降の対策という2つの段階に対応していくことになります。

道教委としては、今後とも、取扱いの変更点を分かりやすく説明したリーフレット等を作成し、学校はもとより、児童生徒や保護者への丁寧な説明に努めていきます。

また、各学校が、できるだけ混乱なく、円滑に教育活動を展開できるよう、指導主事等が学校訪問をする際に、マスクの着用を含めた感染症対策等の状況を把握し、それらを踏まえながら、必要な支援を積極的に行っていきます。

説明は以上です。

**【倉本教育長】**

御質問や御意見はありませんか。

**【渡辺委員】**

5類感染症に新型コロナウイルスが分類されるということで、学校保健安全法の規定も変わってくるが見込まれると思います。そうなってくると、恐らく今まで使っていたマニュアルなどが、規程としての厳しさが緩んでいくということになってくるだろうと思いますが、今はその移行期にあります。そうなりますと、移行期にマニュアルの文言自体は変わっていくのですが、現実には、移行は緩やかに進んでいくものだと思いますので、現場の先生方には、是非柔軟な対応をお願いしたいと思います。マスクに関しても社会全体が、マスクを外していてもいい場面と、そうではない場面を状況に応じて判断しながら進んでいるところだと思いますので、そういったことも含めて柔軟な運用というのが、非常に重要視されるのではないかと思います。

次にもう一つ、これまで使ってきたマニュアルは、厳しかった部分がだんだんと緩くなっていき、最終的に、感染症に強い学校の作り方というものに収束していくのではないかと思いますので、それを見据えたマニュアルの見方をしてもらいたいと思います。

**【山城指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】**

マスクについては、3年間ずっと着けていましたので、今回の通知をもって完全にマスクを外すということは難しいと思います。渡辺委員がおっしゃったとおり、少しずつ状況を見ながら判断できるように学校でも進めていきたいと考えています。

**【川端委員】**

新学期が始まって、もうマスクを着けなくて良いと思って学校に行ってみたら、クラスの大半がマスクをしていて、自分だけが着けていなかったというのが子供たちの現実かなと思います。特に、中・高校生になると、これまでずっと顔を隠していたので、今更顔を出すのが恥ずかしいという、感染症予防とは違う観点になっているところもあるのかなと思うところではあります。

「密な場所に行くときは、マスクの着用を推奨します」という表現がよく使われているのですが、もしかすると保護者にとっては、学校の教室が既に密なのではないかという思いがあったり、40人近くの生

徒がいる教室では1メートルという距離が確保できなかつたりしますので、生徒も含めて心配がまだまだ続くのかなと思います。

このリーフレットは非常に見やすいのですが、子供たちの距離感がまだ密なのではないかと感覚的に見受けられる部分もありますので、保護者に対しても移行期の説明をしていただけたら大変ありがたいと思っています。ただ、学校からのお便り等を見ると、学年懇談や授業参観については、学年ごとであったものが学校一斉に集まるような案内が出ているようですので、着実に新しい時代を迎えつつあるのかなと思っています。

**【山城指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】**

手指消毒の徹底、それから換気については、今までと変わらないと思われまますので、そういったものは各学校でもしっかり行うように、指導助言をしていきたいと思っています。

**【清水委員】**

この3年間、新型コロナウイルス対応ということで、マスクをずっと着けてきたという経緯がありますので、これから5類に移行して状況を変えていこうというのは大変な作業だと思います。マスクの着用を求めないということを基本として、「着用が推奨される場面もあるけれども、マスクの着脱を強いることがないようにしましょう」という運用基準にすると、具体的な場面に落とし込んでいったときに、現場がそれぞれ判断していくというのはなかなか難しいのかなと思います。

また、主体的な選択を尊重するというところも、小学校ですとまだ成熟した判断能力のない子供たちが主体となりますので、家庭における保護者の考え方等がいろいろあるのかなと思います。そういった中で、状況が変わってきたので新しいステージに入っていこうということで、基準としては、こういう表現になっていかざるを得ないと思います。

今後の運用としては、それぞれの運用に時間を掛けながらということになっていくと思います。若干の混乱などいろいろなことがあるとは思いますが、具体的な事案における当てはめが難しい状況ですので、

基準としてはこのような形にならざるを得ないと思います。今後の運用としては、どのように学校や児童生徒たちが行動していくのかということに注意深く見守りながらという形になってくると思っています。

**【倉本教育長】**

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

**【倉本教育長】**

それでは、以上で本件の審議を終わり、報告を了承します。

(5) 議案第4号 北海道教科用図書選定審議会に対する諮問について

ア 説明員 川端学校教育局長兼ICT教育推進局長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

**【川端学校教育局長兼ICT教育推進局長】**

北海道教科用図書選定審議会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づき、教科用図書の採択の適正な実施のため、北海道教育委員会の諮問に対する審議、答申を行うことを目的として、毎年度設置しているものです。本議案は、この審議会に対する諮問事項についての審議をお願いするものです。

資料の4ページを御覧ください。今年度は、令和6年度（2024年度）から義務教育諸学校で使用する小学校用教科用図書及び令和6年度（2024年度）に使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について、御審議いただく予定です。

諮問事項は2点あり、1点目は、市町村教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長に対し、北海道教育委員会が示す採択基準及び採択参考資料についてです。

2点目は、道立特別支援学校の小学部で使用する小学校用教科用図書並びに小学部及び中学部で使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を、北海道教育委員会が採択する場合の基準についてです。

なお、理由については、資料に記載のとおりです。

説明は以上です。

**【倉本教育長】**

御質問や御意見はありませんか。

**【青山委員】**

ランドセルが重いという問題もあり、デジタル教科書の普及がもっと加速してくれたら良いなと思っています。

今回は小学校の教科書の選定ということで、例えば道徳や、地域の文化を学ぶ授業の内容などがデジタル教科書の中に盛り込まれて、より良い内容を学ぶ機会について競争していただければと思っています。

ますが、これからデジタル教科書の選定が広がっていく可能性はあるのでしょうか。

**【川端学校教育局長兼ICT教育推進局長】**

令和6年度(2024年度)より、全ての小学校5年生から中学校3年生までのデジタル教科書を国が無償で提供するということが、いろいろな国の検討状況を見ていますと、次は算数・数学でという議論があるようです。

また、一部の学校にいろいろな教科のデジタル教科書を実証的に貸し出して、どういう教科だとどのような効果があるのかという声を現在、集約している状況であると聞いていますので、国の検討状況を注視しながら、適時に説明していきたいと思えます。

**【青山委員】**

各学校でそれぞれの地域の文化を先生方が資料に落とし込んで、児童生徒に提供していると思うのですが、とても優秀な、これは是非残しておきたいという内容を道教委の中で把握しているのであれば、北海道全域の文化から学ぶ機会というのも、デジタル教科書で可能になるのではないかなと思えます。

**【倉本教育長】**

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

**【倉本教育長】**

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います。よろしいですか。

《委員了承》

**【倉本教育長】**

それでは、この件は決定します。